

Vol.2 No.16 2006年12月

～ 排水基準（亜鉛）を定める省令の一部が変更されます ～

平成18年 環境省 環境省令第三十三号
 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令が11月10日に交付され、**本年12月11日から施行**されることとなります。

< 亜鉛(Zn)の排水基準 >

従来、亜鉛の排水基準は、水道水や農業用水の基準をもとに 5 mg/L と定められていました。次いで、水生生物保全の観点より平成15年に環境基準が設定されました。しかし、その後の平成16年より行われた中央環境審議会にて、亜鉛の水生生物に及ぼす影響を見直した結果、亜鉛の排水基準を 2 mg/L と厳しく見直す答申がなされました。この答申をもとに、亜鉛含有の排水基準を強化すると共に、関連省令の基準を調整し、基準値を 2 mg/L と改められました。

基準が強化された省令を下表にまとめます。
 関係省令と新旧基準値

省 令	旧基準	新基準
排水基準を定める省令	5mg/l	2mg/l
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令	5mg/l 以下	2mg/l 以下
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	5mg/l 以下	2mg/l 以下
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則	5mg/l 以下	2mg/l 以下

< 暫定基準の設定 >

排水基準を定める省令については、改正後直ちに対応することが困難な10業種に属する特定事業場については、施行後5年間に限り暫定排水基準（5 mg/L）が設定されます。

暫定基準の設定される10業種

金属鉱業	非鉄金属第二次精錬・精製業
無機顔料製造業	建設用・建築用金属製品製造業*
無機化学工業製品製造業*	溶融めっき業
表面処理鋼材製造業	電気めっき業
非鉄金属第一次精錬・精製業	下水道業*

*:一部除外、限定の業種あり

< 執行猶予の設定 >

改正省令の施行にあたり、新たな基準(排水基準、廃棄物の性状に関する基準など)について、それぞれ六ヶ月の猶予期間が定められています。

弊社は、今回の記事にもある亜鉛を含む数多くの環境分析項目(水質・大気・土壌・食品など)の分析を行うと同時に、その問題解決のための処理装置の提案・設計・施行をいたします。お客様の環境問題解決を強力にサポート致します。

環境に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋(農学博士)

～ 編集後記 ～

今回、環境基準が改められた亜鉛についてのちょっとした知識です。人類が亜鉛を利用した歴史は古く、紀元前4000年頃から『真鍮(シブクリ)』として利用してきました。現在でも亜鉛は身近なものです。溶融亜鉛めっき等の金属表面処理、真鍮や洋銀などの合金材料。顔料、医薬品や化粧品、健康食品などなど。人体では鉄に次ぐ必須微量元素で、人(50kg)に約1.6g含まれ、その多くは生命維持に必要な酵素の働きに関与しています。亜鉛の欠乏は味覚障害、精子形成減弱や免疫機能減弱などが知られています。しかし、金属亜鉛は皮膚刺激、呼吸器障害や痙攣等の中毒を引き起こします。

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテナンス)
 水処理薬品部門(ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004の認証取得事業所です



環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2000の認証取得事業所です